

6 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号関係)

(1) 景観重要建造物の指定の方針

次に示す事項に該当する建造物について、所有者の意見を聴き、合意を得た上で指定する。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけている建築物または工作物
- ・歴史的又は建築的価値を持つ建築物または工作物
- ・市民に親しまれ愛されている建築物または工作物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

次に示す事項に該当する樹木について、所有者の意見を聞き合意を得た上で指定する。

- ・美観風致を維持するため、必要があると認める樹木
- ・市民に親しまれ愛されている樹木

7 景観重要公共施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第5号関係)

道路のうち次のものを景観重要公共施設とし、整備に関する事項を定める。

(道路)

- ・金毘羅街道（丸亀街道）のうち、別図に示す区間とする。

(整備に関する事項)

- ・旧金毘羅参詣の道筋として地域の歴史を伝え、沿道の町並み形成の軸となるよう、適正な整備と維持・管理をはかる。
- ・舗装や安全柵など道路付帯施設について歴史的な道筋にふさわしいものとし、道筋の案内施設等の設置など、歴史的な道筋景観の形成に配慮する。

8 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第5号関係)

景観計画区域の全域において、以下のとおり行為の制限に関する事項を定める。

- 設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまち並みや風景と調和したものとする。
- 特に、JR丸亀駅などの丸亀城への視点場や丸亀のまちの入り口となるシティゲートなどの公共の場所から丸亀城への眺望を阻害しないよう配慮する。
- 主要幹線道路沿道における屋外広告物や屋上広告物の掲出に際しては、極端に突出した形態やけばけばしい色彩の使用を避ける。
- 照明装置がある場合は、照明が点滅しないものとする。
- 照明を使用する場合は、周辺環境に配慮し、点灯時間を適切なものとする。

9 景観形成の進め方

景観に関わる事項について専門的に審議する体制とあわせて、庁内での施策推進のための体制、また、市民・事業者・NPOの取組を支援する体制の整備を進める。こうした体制整備と合わせて、それぞれの体制において担うべき役割を明確にした上で必要な取組を進めていく。

9-1 推進体制・方策

(1) 審議体制

①都市景観審議会

景観行政の方向性やあり方等に関して審議を行うとともに、景観に関わる事項の調査や研究、検討を行う。また、本計画が適切に運用されているか進行管理の審査役を担うとともに、計画や施策等の見直し等に関する助言等を行う。

②都市計画審議会

都市景観は都市計画との連携も必要であり、景観計画の策定及び変更に際して、「都市計画審議会」の意見を聴くことが景観法で規定されていることから、景観計画については都市計画の観点からの意見を反映させていく。

(2) 専門家・団体

①景観審査会

建築物等の計画・設計にあたって、専門的な見地から助言を行うことを目的に設置しており、景観法に基づく届出に対する助言、公共事業におけるデザイン調整のほか、市民からの景観まちづくり相談等、景観まちづくり全般にわたる助言を行う。

②景観整備機構

景観法に基づく「景観整備機構」として専門組織やNPO等を指定することを検討し、専門性をいかした調査・研究や、研修会・勉強会の開催、景観重要建造物の管理等、各団体の得意とする能力や技術力をいかし、市と協働で景観形成に取り組む。

参考事例 ひとまち鎌倉ネットワーク

- ・建築・不動産などの専門家たちが、住まいやまちづくりを通して美しい豊かな住環境を次世代につなげていきたいと願い、平成15年（2003年）に結成。
- ・平成23年（2011年）に鎌倉市の景観整備機構として指定され、景観の観点から、心地よい身近な住環境から街並み、そしてまちづくりの活動を行っている。
- ・まちづくりや景観保護・向上に関連した見学、調査研究、研修などの活動を展開していている。

【まちづくり】

- ・地区の景観協議会への専門家派遣
- ・商店街での「デザインレビュー」サポート
- ・若宮大路・小町通り景観形成のための調査 等

【保存活動】

- ・由比ガ浜通り景観形成のための調査
- ・建造物の実測調査・活用提言 等

【広報・発信】

- ・「路地のありかたの意義」冊子作成
- ・「景観ワークショップ」開催
- ・「すてきななかまぐらのたてもののえほん」作成
協力 等



「すてきななかまぐらのたてもののえほん」
（鎌倉市景観重要建造物等 絵でみる図鑑）

鎌倉市在住の画家により、都市景観の形成に重要な役割を果たしている歴史的建造物を紹介。それらの保全事業の資金となる鎌倉市景観重要建造物等保全基金の周知啓発を目的としている。

（ひとまち鎌倉ネットワークより）

（3）庁内体制

部局間の連携から、事務・事業段階での連携・調整等、各段階に応じた効果的な組織体制をととのえる。

景観形成に対して庁内での施策の調整、連携事項の検討等を行う体制を整備し、都市景観審議会や景観審査会等と連携しながら施策の推進を図る。

(4) 市民・事業者・NPOの取組との連携

市民・事業者・NPOが景観について関心を持ち、自ら景観形成に取り組んでいくにあたって、協力しやすい体制づくりを促す。

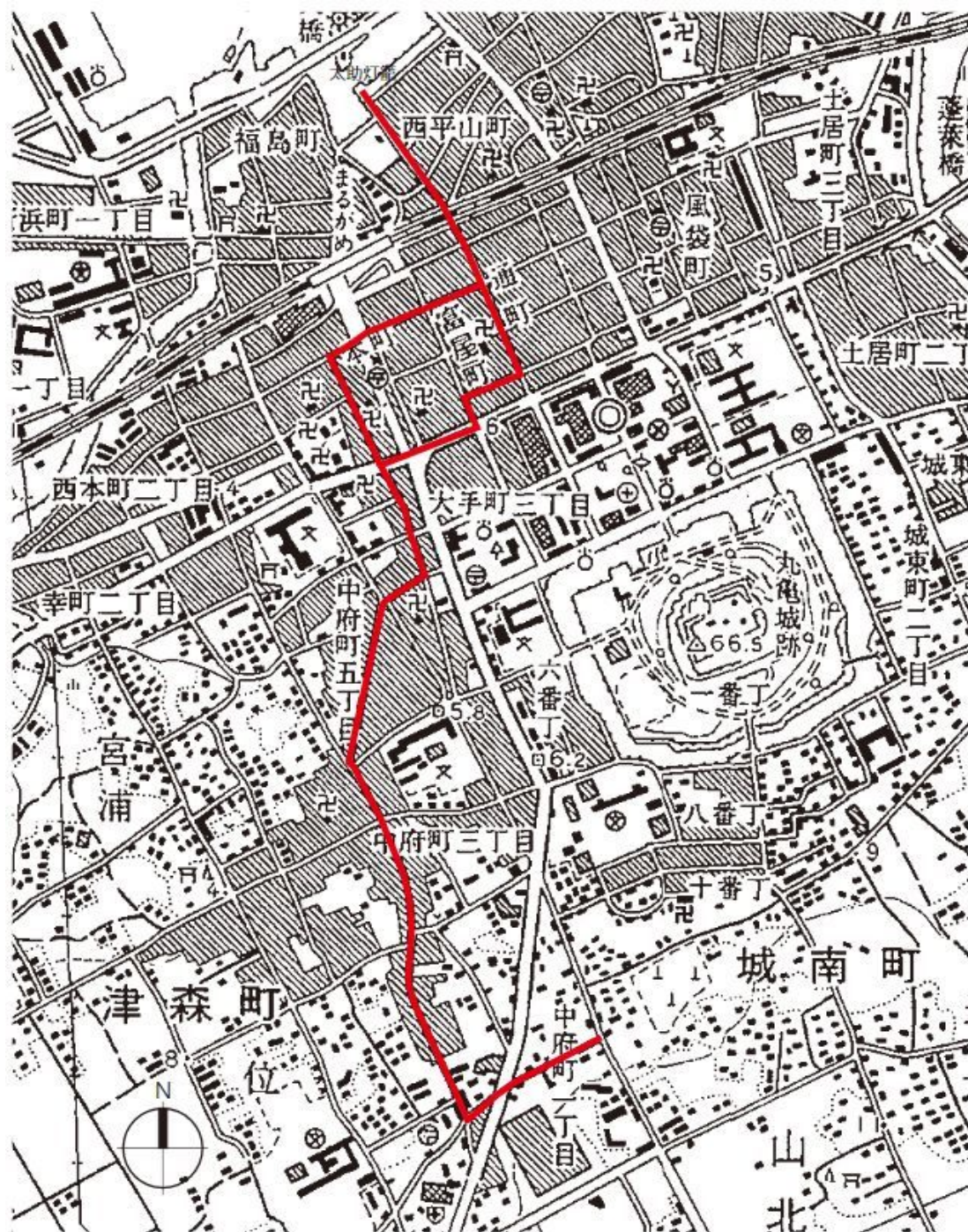
地域単位での自治会や協議会での活動、テーマに沿った各種グループ単位での活動、さらには市全体での情報交換・交流の活動について、環境やみどり、コミュニティ、商工、観光等各分野での支援体制と連携を図り、具体的な活動への支援等景観形成の取組のステップアップを促す。

9-2 評価・見直しの実施

景観は時間をかけて形成されていくものであるため、次代を見据えた長期的な視点での取組を基本とする。

ただし、総合的・重点的な施策については、総合計画や関連計画の見直し状況、また、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行う。

別図「景観重要公共施設」



—参考資料—

「丸亀市景観計画」の改定経過

年月日	内容
令和3年3月10日	第1回景観審議会（書面会議）
令和3年3月～4月	市民アンケートの実施
令和3年7月5日	第2回景観審議会（書面会議）
令和3年10月25日	政策会議
令和3年11月15日	第3回景観審議会
令和3年11月29日	第1回都市計画審議会
令和3年12月9日	議会（都市環境委員会協議会）
令和3年12月13日	庁議
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年3月16日	第4回景観審議会（書面会議）
令和4年3月18日	庁議
令和4年3月	計画決定